Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ株式会社

定　款

2015年11月24日　作成
2015年11月30日　会社設立
2017年11月29日　一部変更
2018年　9月30日　一部変更
2019年　1月29日　一部変更
2019年　8月　8日　一部変更
2020年　3月　9日　一部変更
2021年　1月28日　一部変更
2021年　6月11日　一部変更
2022年　5月31日　一部変更
2023年　1月27日　一部変更
2023年　4月28日　一部変更
2023年　6月30日　一部変更
2023年　9月15日　一部変更
2023年10月31日　一部変更
2024年　4月17日　一部変更
2025年　1月24日　一部変更

第１章　総則

第１条　（商号）

当会社は、Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ株式会社と称し、英文ではHeartseed Inc.と表示する。

第２条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) ヒト細胞・組織の加工による、又は非細胞成分との組み合わせによる、再生医療等製品並びにリサーチツールの研究開発・製造・製造販売・輸出入及び販売

(2) 前号以外の生物の細胞・組織の加工による、又は非細胞成分との組み合わせによる、再生医療等製品並びにリサーチツールの研究開発・製造・製造販売・輸出入及び販売

(3) 細胞・組織の保存、検査事業

(4) 医薬品の研究開発・製造・製造販売・輸出入及び販売

(5) 医療機器の設計・開発・製造・製造販売・輸出入及び販売

(6) 産業財産権のノウハウの実施許諾事業

(7) 前各号に付帯関連する一切の業務

第３条　（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第４条　（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

第５条　（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第２章　株式

第６条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

第７条　（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第８条　（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第１０条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

第１１条 （招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

第１２条 （定時株主総会の基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第１３条 （招集者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第１４条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１５条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１６条 （議決権の代理行使）

株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名に限る。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

第１７条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第１８条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役選任決議については、累積投票によらない。

第１９条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第２０条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

３．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第２１条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

２．当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長若干名を定めることができる。

第２２条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し､その取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２３条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第２４条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第２５条　（取締役等の責任免除）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、同項が定める非業務執行取締役等との間に、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

第２６条 （監査役の員数）

当会社の監査役は、５名以内とする。

第２７条 （監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第２８条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の監査役の任期の満了する時までとする。

第２９条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第３０条 （監査役会の招集）

監査役会の招集は、各監査役に対し会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第３１条 （監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き､監査役の過半数をもって行う。

第３２条 （監査役会規則）

監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第３３条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　計算

第３４条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

第３５条　（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第３６条　（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第７章　附則

第３７条　（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

第３８条　（事業年度変更に係る経過措置）

本定款第３４条（事業年度）の規定にかかわらず、第 10 期事業年度は、2024 年 11 月１日から 2025 年 12 月 31 日までの 14 か月とする。

２.本条は、第 10 期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、これを削除する。

第３９条　（会計監査人の任期に係る経過措置）

2025 年 1 月 24 日開催の第 9 回定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第 10 期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２.本条は、第 10 期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、これを削除する。